

高知市配合飼料高騰緊急対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、配合飼料価格の高騰により、畜産経営が厳しい状況にある畜産農家を支援し、その経営の安定及び本市の畜産振興を図るため、畜産農家に対して高知市配合飼料高騰緊急対策事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、補助金等の交付に関する条例（昭和29年条例第19号）に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 配合飼料 2種以上の原料を配合した飼料であって、補填金の交付に係る契約の対象となるものをいう。
- (2) 畜産農家 乳用牛、肉用牛、豚、鶏又は馬を飼養する畜産経営体であって、第6条第1項の申請の日において、本市の住民基本台帳に記録されている者又は市内に主たる事務所を置く法人をいう。
- (3) 配合飼料価格安定基金 一般社団法人全国配合飼料供給安定基金、一般社団法人全国畜産配合飼料価格安定基金及び一般社団法人全日本配合飼料価格畜産安定基金をいう。
- (4) 補填金 配合飼料価格安定基金から畜産農家に対して交付される通常補填金及び異常補填金をいう。
- (5) 補助対象期間 令和8年1月1日から令和8年3月31日までの期間をいう。
- (6) 補助対象数量 補助対象期間内に購入した配合飼料の数量と補助対象期間分の補填金の交付に係る契約をした数量とのいずれか少ない方の数量（1トン未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、畜産農家とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号。以下「規則」という。）第4条各号のいずれかに該当すると認める場合及び県税又は市税を滞納している場合は、補助金の交付の対象としない。

(補助対象事業)

第4条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象期間において補助対象者が配合飼料（当該者が飼養する家畜へ給与するものに限る。）を購入する事業とする。

(補助対象経費及び補助金額)

第5条 補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が行う補助対象事業に要する経費とする。

2 補助金の額は、補助対象経費の額又は補助対象数量について1トン当たり2,950円を乗じて得た額のいずれか少ない方の額（1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）を限度として予算の範囲内において、市長が認める額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 補助対象者は、前項の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があるときは、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条第1項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、適當と認めたときは補助金交付決定通知書（様式第2号）により、適當でないと認めたときは所定の補助金交

付却下通知書により当該申請をした補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

(交付申請の取下げ)

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、その内容又はこれに付された条件に不服があり、交付申請を取り下げようとするときは、当該交付決定の通知を受けた日から2週間以内に、その旨を所定の補助金交付申請取下届出書により市長に届け出るものとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。
(変更承認等)

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、次に掲げる変更をしようとするとき又は、補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業変更等承認申請書（様式第3号）により、市長に申請し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助金の交付決定額の増額

(2) 補助金の交付決定額の30パーセントを超える減額

(3) 前各号に掲げるもののほか、補助事業の内容の著しい変更

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、変更等の可否を決定し、所定の補助事業変更等承認（否認）通知書により当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに実績報告書（様式第4号）に関係書類を添えて市長に報告しなければならない。

2 第6条第2項ただし書の規定により交付申請をした補助事業者は、前項の報告に当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金額の確定)

第11条 市長は、前条第1項の報告があったときは、速やかにその内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金額を確定し、補助金額確定通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付請求及び交付)

第12条 補助事業者は、前条に規定する補助金額の確定通知を受けたときは、補助金交付請求書（様式第6号）により市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適當と認めたときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払)

第13条 市長は、補助事業について必要があると認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

2 補助事業者は、概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第7号）により、市長に請求しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 規則第4条各号のいずれかに該当することとなったとき。

(3) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。

(4) 補助事業の実施方法が不適當と認められるとき。

(5) 補助事業を中止又は廃止したとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、所定の補助金交付決定取消通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金額を確定した場合において、既にその額を超える補助金を交付しているときは、期限を定めて、当該確定した補助金との差額の返還を命じなければならない。

3 第6条第2項ただし書の規定により交付申請をした補助事業者は、第10条第1項の報告の後に、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（同条第2項の規定により減額して報告した場合は、減額した金額を超える金額）を速やかに所定の消費税仕入控除税額等報告書により市長に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

(調査等)

第16条 市長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助事業者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

(整備保管)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年1月9日から施行する。